

## 長野市市民便利帳提案競技審査委員会要綱

### (設置)

第1 市の行政サービスその他の生活に役立つ情報を市民に提供することを目的とした長野市市民便利帳（以下「便利帳」という。）を作成する者を公募し、提案競技方式により選定するため、長野市市民便利帳提案競技審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (定義)

第2 この要綱において「提案競技方式」とは、民間企業から便利帳の作成に対する基本概念、便利帳の内容及びデザイン、便利帳に掲載する有料広告の募集方法等（以下「応募案」という。）を公募し、これを審査して、市との協定により便利帳を作成する最優秀者を選定する方式をいう。

### (任務)

第3 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 応募案の募集及び審査に関すること。
- (2) 応募案の評価に関すること。
- (3) 最優秀者の選定に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

### (組織)

第4 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長は企画政策部長、副委員長は企画政策部広報広聴課長とし、委員は委員長が指名する者とする。

### (委員長の職務等)

第5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、応募案の審査に関し必要があると認めるときは、委員でない者から意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7 委員会の庶務は、企画政策部広報広聴課が行う。

### (補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。